

平成29年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年9月11日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 散 会	平成29年9月11日 午前9時 平成29年9月11日 午前10時25分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	代 表 監 査 委 員	伊 東 啓 子	○
	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年9月11日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第43号 江北町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第44号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第45号 平成28年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第46号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第47号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第48号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第49号 平成28年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 平成28年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

午前9時 開会

○西原好文議長

皆様御起立お願いいたします。おはようございます。御着席ください。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第5回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

8月18日、佐賀市において、知事・市町議会議長懇話会が開催されております。本町の要望といたしまして、門前～観音下線、県道多久～江北線、駅北道路整備について、国道207号東分交差点改良工事等の要望をいたしております。

次に、佐賀県町村議会議長会が8月29日に開催されております。平成28年度決算について外3件であります。

午後からは、議会議員研修会が開催されており、講師に国際ジャーナリスト、内田忠男氏による講演が行われております。

なお、平成28年度江北町財政健全化比率及び資金不足率について提出されております。その内容につきましては、皆様に配付しておりますとおりでございます。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本議会もどうぞよろしく願いいたします。

個別の事務報告につきましては、お手元に配付しております各課ごとにまとめております資料を後ほど御参考いただきたいと思っております。

ここでは町政の運営状況ということで、特に前議会の後からの活動状況を中心に御報告をさせていただきますと思っております。

このところ、朝晩から涼しくなりまして、少し秋の訪れも感じておるところでございますが、この夏を振り返ってみますと、大変天候不順、不安定な天候であったのではないかなというふうに思っております。

去る8月21日には臨時議会を開催いたしまして、平成29年度の補正予算、追加予算について御承認をいただいたわけでありますが、その中でも大雨の災害対策費用を計上させていただくのにあわせて、今度は逆に湧水対策の費用も一緒に計上させていただいたということからもおわかりのとおりだというふうに思っております。

特にその中でも、去る7月5日から6日にかけて発生をいたしました九州北部大豪雨につきましては、江北町にはさほど大きな雨量ではありませんでしたけれども、それでも町内8カ所で被害が発生をするという状況でございました。

ちなみに7月5日から6日にかけての江北町内での雨量でございますが、2日で約350ミリということで記録をされておりますが、一方、今回大きな被害を受けられました朝倉市は、

24時間で516ミリという物すごい雨量を経験されたということでございます。朝倉市の7月の1カ月の平均雨量が約350ミリということでありますので、それを大幅に超える雨量を24時間で体感されたということでもあります。

私、昨年の3月に就任をいたしました後にも、昨年4月に熊本地震、またことし2月には鳥インフルエンザが、それこそ江北町内で発生をいたしました。今回の九州北部大豪雨も含めまして感じることは、どうもやはり今までとは自然環境が変わってきているのではないかとということでもあります。こうした雨についても予測不可能、また激甚化、やっぱりゲリラ化しているということが言えるのではないかなというふうに思います。

そうした中で感じますことは、我々がこれまで経験したことをそのままなぞるということは、必ずしもこれからの課題解決には正解ではないのではないかとことを痛感いたします。どういうことかといいますと、これまで大丈夫だったから、これからも大丈夫だろうということではないのではないかと。これまでは大丈夫だったけれども、これからは大丈夫ではないのではないかと。もっと言うなら、これまで大丈夫だったからこそ、これからは大丈夫ではないのではないかと意識に立たなければ、ともすると、これまで江北町は大きな被害はなかったから、これからもなかりょうという、そうした経験だけを直接なぞらえては、それこそ私ども江北町ではなくても経験をされたいろんな災害からの教訓というのは学べないのではないかなというふうに思っております。

ドイツの名宰相でありますビスマルクが、「愚者は経験から学び、賢者は歴史に学ぶ」という言葉を発したそうです。これはどういう意味かといいますと、愚者は自分が経験をしたことだけでいろんなことを判断してしまうけれども、賢者は自分が経験をしなくても他者の経験であったり、または歴史から学ぶことができる。ですので、そうした大きな危機も回避をすることができるという意味なのではないかなというふうに思いますし、あえて付言をすれば、さりとて、みずからの経験を否定するものではないと思います。ただ、それをそのままなぞるような経験の生かし方ということではなくて、これまでのみずからの経験が、果たしてこれからも通用するのかなのか、もしくはその経験を踏まえた上で、次には逆に経験と違うことをやる必要があるというような見識が必要なのではないかなというふうに思います。

これからまた台風シーズンがやってまいりますけれども、我々江北町としてはこれから起こり得る危機に具体的に備える必要があると思っておりますし、さらに8月24日にはそうし

た観点から第1回目のタイムラインの作成講習会というものも実施をしたところでもあります。つまり、備えあれば憂いなし、この一言に尽きると思います。これからも江北町に来るべく危機に備えて、さまざまな備えを行っていきたいと思っております。

ここからは、各分野ごとの町政の進捗状況ということで少し御報告をさせていただきたいと思っております。

冒頭、安全・安心について御報告をさせていただきましたけれども、江北町に訪れる危機のもう一つが、やはり交通事故であるというふうに思っております。おかげさまで去年は、ワーストワンは脱却をいたしました。つい先月の——直近のデータでいきますと、実はワーストツーまでまた戻ってきているというような情報もございます。やはり少し気を緩めてしまいますと、こうしたものというのはすぐまた繰り返しをしてしまうということで、引き続き町民一丸となって気を引き締めていく必要があるのではないかとこのように思っておりますし、今月は秋の交通安全運動も予定をされておりますので、しっかり町民の皆さんにもお訴えをしていきたいというふうにも思っております。

こうした交通事故防止の一環といたしまして、今年度から新たに取り組んでおりますのが、免許返納者に対するタクシー券の補助であります。8月末時点のタクシー補助の申請件数は26名ということになっております。もちろん、今回新たに返納された方ばかりではありませんので、最終的な今年度の返納者ということについては、また年度末に締めまして御報告をさせていただきたいと思っております。こうした前後はありますものの、平成28年度の免許返納者が26名と、くしくも同じ数でありますけれども、これからいきましたも、まだ途中ではありますが、一定こうしたタクシー補助も免許返納を促す、背中を押す一つのきっかけにはなっておるのではないかなというふうに思っているところでございます。

その次に、健康福祉分野で1点御報告をさせていただきたいと思っております。

この4月からスタートをさせました健康ポイント制度であります。この8月で第1クールが終了いたしました。今回、新たな健康ポイント制度でありますけれども、第1クールに650名の方が登録をいただいて、それぞれが健康づくりに励んでいただいているということであります。

8月末に締めまして、10月2日までが商品券との交換期間ということでありまして、現在のところ、約100名の方が既に交換をいただいております。もし、650名全ての方が何らかの達成をしていただいているということであれば、まだまだ交換をしていただいているらっしゃ

らない方がおられますので、ぜひ議員各位におかれましても、周辺の皆様にもその旨お声がけをいただければ幸いです。

次に、産業振興という観点で数点御報告をさせていただきます。

まず1点は、昨年から本格的に取り組んでおりますふるさと納税でございます。昨年の9月から開始をいたしましたものですから、この4月以降の8月末というのは昨年との比較のデータはありませんけれども、この4月から8月末までの江北町に対する寄附件数が約9,400万円と、件数でいきますと1,700件ということになっております。事業者につきましても、現在は28業者まで拡大をいたしまして、品目も約180品目をそろえることができました。

今回、内閣の改造で総務大臣の交代をされております。実はこの4月には、過熱ぎみであるということで、総務省からは過熱ぎみであるふるさと納税の取り組みを少し抑えるよう通知がなされたところでありますが、報道によりますと新大臣は、ふるさと納税はやはり地方創生にも非常に貢献をしておると、そうしたある程度の節度を持った上ではあるけれども、やはりそこは自治体の自主性に任せたほうがいいんじゃないかというふうな御発言もされておるといふふうに聞いております。

こうした国の動きにもしっかりと対応して、江北町、もしくは江北町の事業者の皆さんの利益の最大化を図るべく、これからもふるさと納税の取り組みについては継続をしていきたいと思っております。

それから、2点目でございます。

これも昨年から取り組んでおりました駅弁復活プロジェクトであります。駅弁研究会を立ち上げまして、庁内の有志の皆さんによってこれまで研究準備を進めていただきまして、おかげさまで去る6月30日と7月1日、2日間限定販売ということではありますが、約750食の販売を行いました。やはり皆様、江北町の駅弁というのは大変認知度が高くて、今回、駅弁の限定販売をするということで本当にたくさんの方にお越しいただきまして、申しわけなかったんですが、お越しいただいた方皆様にはお買い上げいただけなかったということですが、ぜひこの駅弁プロジェクトも継続をさせていただきたいと思っておりますし、直近でいきますと、来る11月5日に予定をしておりますビッキーふれあい祭りの中でも限定販売を行いたいというふうに思っております。

ただ、私なりに思いますところは、今はまだどちらかというと、駅弁を復活して駅弁をつくって、それを買っていただくというところまでで喜んでいる状況でありますので、これを

私も産業振興の中でこの御報告をさせていただいているということは、やはりこうした駅弁なりを恒常的に販売をしていただく事業者さんというものが、受け皿というのがきちんとできて、これで江北町の中で事業を営んでいただいて、そしてそういう方がきちんと利益を上げていただくことが最終的には江北町の利益につながるということでもありますので、そういう意味でいきますと、今回の限定販売というのも言ってみれば、まだ第1段階にすぎないと思っております。

そうしたやっぱり最終的な形ということを描いた上で事業というのを取り組まない、どうしてもこういうイベントであるとか、いろんな事業をやると、そこだけでの満足感とか、充実感というのがあります。前にお客さんがたくさんおられるわけですが、ただそれが最終的にはどうなるのかということ、ややもすると我々百姓というところは忘れがちなものでありますので、こうしてやはり最終形ということをいつも念頭に置いた事業の継続を行っていきたいと思っております。

そうした中で、もう一点でありますけれども、我々江北町には大きな宿泊施設もございませんし、それこそ町外からお客さんが来ていただいて、お金を落とさせていただくような、いわゆる観光施設というものがなかなかございません。ですから、やはりそうした交流人口で事業をやっていただくような事業者さんというのもこれからもふえていけばというふうに思いますけれども、そういう意味でいっても、なかなかまだ我が江北町というのは、江北町の存在を知っていただくとか、とにかくまず1回来ていただくとか、やはりそうした中で外から来ていただく方にいろんなサービスを行ったり商品を提供していただくということで、江北町の産業振興につながるということが大事なのではないかなというふうに思います。

そうした観点からも取り組んでおりますのが、マンホールカードの取り組みでありまして、全国的には大変人気を呼んでおりますマンホールカードを我々江北町も第5弾のマンホールカードの中で今回発行をさせていただきました。もちろん下水道に関して、町民の皆さんにより親しんで、下水道についてより知っていただく、理解を深めるために始めたものでありますが、できればやはりこうしたマンホールカードみたいなものをきっかけに江北町を知っていただいて、江北町にぜひ来ていただければというような思いも含めてマンホールカードについては取り組みをしております。

ちなみに8月1日から配布を開始いたしまして、実は8月末現在で430名の方にマンホールカードを差し上げております。このマンホールカードというのは郵送では差し上げており

ません。しかも、1人1枚しか差し上げておりませんので、このマンホールカードをもらうためには江北町に来ていただいて、役場の環境課まで来ていただかなければ差し上げられないということでありまして、環境課のほうで統計をとりましたところ、6割が町外となっております。遠くは北海道からもお越しいただいているということでもあります。ぜひこうした取り組みによって、全国的にも江北町のことを知っていただけるきっかけになればなど思っております。

それと、マンホールカードに関して大変私がうれしかったことが1つあります。今回のマンホールカードについては、環境課の職員が中心となって取り組みをしてくれているところではありますが、特に指示するでもなく、職員がみずから自分たちでマンホールカードのポロシャツを――ユニホームをつくって、職員がみんなを着用してマンホールカードのPRに当たってくれているということは大変私もうれしい限りでありまして、こうしたように上から言われたことを淡々とやるということではなくて、それに呼応するようにでも、やはり職員がいろんな形で自主的な活動をしてくれているというのは大変私もうれしい限りでありまして、この場で御報告をさせていただきたいと思っております。

それともう一点でありますけれども、子育て教育ということで御報告を申し上げたいことがあります。

この夏は大変暑い夏でもありましたけれども、別の意味でも江北町にとっては大変暑い夏でありました。というのは、子供たちのさまざまな分野での活躍ということを見ることができました。

例を申し上げますと、江北町の浪花町出身の高校3年生、緒方佑華選手が今回、女子野球、侍ジャパンの日本代表ということで、つい先日も香港で行われたアジアカップに出場いたしました。今回、アジアカップは第1回目ということだったそうでありましてけれども、緒方佑華選手も出場いたしまして、今回、日本も優勝いたしましたし、それに貢献をしたということもありまして、MVPも獲得をしたという情報が届いております。

このほかにも江北少年剣道クラブでは、それこそ歴史のある大大会であります大麻旗に悲願の初優勝を果たしたということもニュースとして飛び込んできましたし、これにとどまらず、例えば空手、陸上、レスリング、ゴルフ、バスケットボールなどなど、江北町の子供たちが、それこそ九州、または全国、もっと言うならば世界の舞台でやっぱり活躍をしているということは我々江北町民にとっても大変誇らしいことでもありますし、こうしたスポーツ活

動のみならず、現在、江北中学校の合唱部が実は沖縄で行われております九州合唱コンクールに、昨年に引き続き出場を果たしたということもございまして、スポーツ、文化、両面において、江北町の子供たちが大活躍をしてくれた夏だったなというふうに思っているところでもあります。

それと、項目としては最後になりますけれども、町政の情報発信ということで少し御報告をさせていただきたいと思えます。

1つには、この1月から本格的に始めました出前談義でございます。これは庁内の――実は庁内にとどまっておらないんですけれども、各種団体、グループ、場合によっては個人、有志ということでも結構であります、町政について知りたい、話したいということであれば、時間の許す限り、私が出向いていってお話をさせていただくということでありますけれども、この出前談義もことしの1月から数えますと、現在のところ11回を数えました。老人会に始まりまして、町内の各種団体、商工団体でありますとか、有志のグループからも覚書を最近はいただいております、これからも時間の許す限り、積極的に町政の発信をみずから行っていきたいと思っております。

それと、もう一点であります、これは今年度からの事業ということでスタートをさせております町政の情報をぜひ知っていただきたいという観点で始めたケーブルワンの加入補助でありますけれども、現在のところ、補助件数が13件ということになっております。ただ、実際補助の相談をお受けいたしましたけれども、私ども町の補助を使わなくても、協調して実施をしていただいておりますケーブルワン側の施策のほうで、補助までは受けなくても無料で加入ができたという件数を含めると、約30件の新規加入を現在していただいているということでもあります。

この議会についても、録画中継ということで町民の皆さんには見ていただく機会がふえればと思っておりますので、事業をつくっただけではなくて、ぜひ活用していただくためのPRということも、やはりこれからも継続してやっていきたいというふうに思えます。

今回、9月議会ということで、今年度もあと余すところ半分ということでありますが、この年度後半については、町民体育大会や老人福祉大会、または町の表彰式など、町民の皆さんにも参加いただく各種行事がめじろ押しでございますし、来る11月23日には、昨年行われましたJR九州の観光列車がまた運行されるというふうに聞いておりますので、こうしたさまざまな行事、イベント等を通して、町民の皆さんの交流、触れ合いの場をさらにつくって

まいりたいと思っております。

それと、もう一点であります、今回、補正予算でも計上させていただいておりますが、まだまだ江北町内にはさまざまな行政課題が山積をいたしておるとというのが私の認識でありまして、これについて、やはり一つ一つ対応して解決をしていく必要があるというふうに思っております。

今議会でも、みんなの公園の整備に関する基本計画に要する経費でありますとか、これに合わせまして上分のほうで所有をしております公有地の処分に係る経費、または先ほど申し上げました災害に備えるという観点からも、ハザードマップの見直しを急ぎたいと思っておりますし、ハザードマップの見直しに要する経費等々も予算として計上させていただいておりますし、来年の4月からは、いよいよ国民健康保険の佐賀県下での広域化ということも行われます。これについても抜かりない準備をする必要があるかなと思っております。

最後になりますけれども、先ほど申し上げましたように、私自身も24年間ではありますけれども、行政経験を持っておるということは私の一つの売りであるというふうには思っておりますが、先ほど申し上げましたように、この経験をそのままぞるのではなくて、その経験の上で、さらにこれから時代の変化であるとか、状況の変化であるとか、やはりこうしたものにきちんと対応していく必要があるのではないかなと思いますし、これは私のみならず、我々役場職員もそうでありますし、場合によっては議員の皆様、または町民の皆様も含めて、特に災害のことでいえば、今まで大丈夫だったから大丈夫だろうということではなくて、今まで大丈夫だったからこそ、これからは大丈夫ではないかもしれないという意識を持っていく必要があるのではないかと思います。

私としましても、みずからの経験のみに溺れることなく、また思い込みに拘泥するのではなく、他者の経験、または歴史にも学び、また時代や環境の変化をしっかりと捉え、さらに町政の推進に尽力をしていきたいと思っておりますので、議員各位の引き続きの御協力をよろしくお願いいたしまして、私からの報告とさせていただきます。本議会もどうぞよろしくお願いいたします。

○西原好文議長

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

杵藤地区広域市町村圏組合議会 7 月臨時会及び 8 月定例会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

第10号議案 杵藤地区消防本部・武雄消防署統合庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結についてでございます。

第11号議案 杵藤地区消防本部・武雄消防署統合庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結についてでございます。

第12号議案 杵藤地区広域市町村圏組合高機能消防指令センター整備事業請負契約の締結についてでございます。

第13号議案 財産の取得について。

第14号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議についてでございます。

第15号議案 平成29年度杵藤広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）。

報告第1号 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について。

報告第2号 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第3号 専決処分の報告について。

以上6議案と報告3件については、全員賛成で可決されております。

続きまして、8月定例会の報告ですが、第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の処分について。

第17号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額31億3,364万9,478円に対して、支出済額が26億3,332万3,881円で、4億4,339万8,680円については翌年度の繰り越しとなっております。

第18号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額172億72万4,531円に対し、歳出総額168億2,965万300円となっております。

第19号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額708万1,923円に対し、歳出総額が477万6,460円となっております。

第20号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,986万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,173万1千円とするものであります。

第21号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）についてですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,280万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,491万5千円とするものであります。

第22号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717万3千円とするものでございます。

以上、全議案とも慎重審査の結果、全議案とも認定、賛成されたことを報告いたします。

なお、詳しい資料については、議員控室に置いておりますので、目を通していただきたいと思います。

続きまして、杵東地区衛生処理場組合議会が開催されておりますので、報告を求めます。
田中宏之君、御登壇願います。

○田中宏之議員

おはようございます。それでは、一部事務組合議会の報告を行います。

平成29年第2回（8月）杵東地区衛生処理場組合議会定例会が大町町長の水川組合長招集のもと、平成29年8月25日金曜日、午前11時より各議員出席のもと杵東地区衛生処理場組合議会議場において開催されましたので、その内容について報告いたします。

3件の付託事件でございました。

まず、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、議案第5号 平成28年度杵東地区衛生処理場組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第6号 平成29年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第1号）について、以上3議案について過半数の議員出席のもと、執行部により詳細なる説明を受け、質疑、応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく出席議員全員賛成で認定及び可決すべきものと決しました。

また、議会に先立ち全員協議会も開催され、かねてからの懸案事項でありました武雄市、旧北方町でございますけど、武雄市の脱退についての説明がありました。

本年度に入り、武雄市から平成31年度をもって当組合から脱退したいとの申し入れがあり、関係市町で協議を重ねた結果、平成34年3月をもって脱退することに決着したということで

した。このことにより、平成33年度までは各市町、今までどおりの負担金で同組合の運営ができるという見通しが立ったということでした。

なお、新施設の稼働は、平成35年度中を見込んでいるとのことでした。

以上、報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は資料等を議員控室に置いておきますので、お目通しください。

以上です。

○西原好文議長

次に、杵島工業用水道企業団議会が開催されておりますので、報告を求めます。池田和幸君、御登壇願います。

○池田和幸議員

おはようございます。それでは、平成29年度の第2回杵島工業用水道企業団議会定例会について御報告します。

開催として、8月25日に大町町議会議場で開催されました。

まず、今議会より新しく就任された武雄市の副市長北川氏と大町町の総務課長の坂井氏の紹介と就任挨拶がありました。

付託事件、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。提案理由としまして、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員、その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることに伴う規約の変更についてでありました。全員賛成で承認されました。

続きまして、議案第5号 平成28年度杵島工業用水道事業会計決算の認定についてですけれども、提案理由としまして、平成28年度の給水量は、年間総給水量209万9,960トン、1日平均給水量5,753トンであり、前年度比較は年間で4万1,370トンの減少となっています。

収益的収支の状況は、営業収益9,949万8千円、営業外収益9,821万3千円の合計1億9,271万1千円で支出は営業費用1億9,231万6千円です。当年度の未処理分利益剰余金は607万9千円であります。

維持管理費で主な増減関係は、職員採用による職員給与費、管理用地借地料に伴う減価償却費の増加と動力費及び修繕費の減少となっています。

次に、資本的収支では、収入は他会計負担金の1,620万円で、支出は可とう管更新工事

費3,158万円、建設改良費5,535万円が主なものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し3,915万3千円が不足しており、これは過年度分損益勘定留保資金等で補填をしています。

以上、監査委員の意見書の報告の後、全員賛成で承認されました。

また、監査委員から平成28年度杵島工業用水道事業会計決算に係る資金不足比率審査意見書が提出され、審査の結果、資金不足比率について、資金不足は発生しておらず、良好な状態であり、特に指摘すべき事項はないと報告されました。

以上、議案の資料及び会計決算書は事務局に置いてありますので、お目通しをお願いします。

以上です。

○西原好文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において金丸祐樹君、淵上正昭君、田中宏之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの12日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりであります。御了承願います。

日程第3～第10 議案第43号～議案第50号

○西原好文議長

日程第3. 議案第43号から日程第10. 議案第50号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました各議案について説明を申し上げます。

まず、議案第43号 江北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、文字、番号、記号その他の符号により個人を特定できる情報が個人識別符号として明確に定義をされました。また、人種、信条、社会的身分、病歴など個人に対する不当な差別や偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮する必要がある情報を要配慮個人情報として定義をされました。これに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、8,603万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を50億2,217万7千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、みんなの公園整備基本計画策定業務委託料、町有地宅地分譲造成事業に係る工事請負費・公有財産購入費、また、B&G体育館女子トイレ改修工事費、JR九州観光列車歓迎事業に係る需用費、災害対策事業に係るハザードマップ作成業務委託料、また交通安全対策事業に係る啓発看板購入費等を計上いたしております。

歳出予算の主なものは、みんなの公園整備事業561万6千円、上分町有地宅地分譲造成事業6,937万3千円、B&G体育館女子トイレ改修工事85万6千円、JR九州観光列車歓迎事業25万6千円、ハザードマップ作成委託料343万5千円、交通安全啓発看板購入費16万2千円などであります。

また、歳入予算の主なものは、地方交付税2,953万6千円、繰越金5,293万7千円などあります。

なお、去る8月21日に株式会社イワフチ様から300万円の寄附を町に頂戴いたしました。

この寄附については、ふるさと振興基金にひとまず積み立てることといたしましたので、これに伴う歳入歳出予算もあわせて計上いたしております。株式会社イワフチ様に対しましては、今回、多大なる寄附を町に頂戴いたしましたことをこの場をかりて改めてお礼を申し上げる次第であります。

次に、議案第45号 平成28年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度の歳入につきましては、個人住民税や法人税等が増加したため、町税は対前年度比3.4%の増となりました。また、地方交付税は過疎債の償還終了に伴う交付税算入分の影響により対前年比3.9%の減となりましたが、ふるさと応援寄附金は対前年度から大幅に増加し4億7,678万円となりました。

歳出については、ママ友・タウンカフェ事業、待機児童解消のための小規模保育所整備事業、保育所等における業務効率化推進事業等子育て支援事業の充実を行いました。また、社会資本整備総合交付金の活用によりまして、通学路交通安全対策事業や道路舗装補修事業及び町道門前～観音下線道路改築事業等を行いました。

最終的な決算状況といたしましては、歳入総額53億825万8,581円、歳出総額は51億2,727万6,549円で、1億8,098万2,032円の黒字でありました。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案第45号から第50号については、後ほど報告がありますように監査委員の審査が終了いたしており、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第46号 平成28年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度の決算状況は、歳入総額1億2,556万3,384円、歳出総額1億2,286万4,996円、歳入歳出差引残額269万8,388円となっております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入9,991万84円と基金繰入金2,180万7千円であり、歳出の主なものは施設等の維持管理に要した費用であります。

続きまして、議案第47号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度の決算状況は、歳入総額13億3,509万8,287円、歳出総額13億3,949万1,057円で、歳入歳出差引不足額439万2,770円となりました。不足分については平成29年度歳入予算より繰り上げ充用を行いました。

平成28年度においては、国民保険税の収納率の向上と保険給付費が前年度より9.9%減少したことなどにより、単年度収支で約4,300万円の黒字となり、累積赤字も439万円まで減少いたしました。

ただ、国民健康保険会計につきましては、年度ごとの変動が大変大きいものでありまして、平成30年度からの国保広域化に向けては、引き続き安定的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、議案第48号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度の決算状況は、歳入総額1億511万7,470円、歳出総額1億467万5,372円で、歳入歳出差引額44万2,098円となり、この額は平成29年度へ繰り越し、精算することといたしております。

歳入のうち、保険料収納額は6,838万3,200円で、5年連続で収納率100%となったことをあわせて御報告申し上げます。

続きまして、議案第49号 平成28年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度の決算額は、歳入総額7億545万1,622円、歳出総額6億8,735万4,721円で、歳入歳出差し引き1,809万6,901円であります。

歳出の主なものは、公共下水道費2億3,971万2,469円、農業集落排水事業費7,080万4,588円、浄化槽整備推進事業費694万9,705円、公債費3億5,965万6,852円となっております。

平成28年度の主な事業といたしましては、下分地区の管渠整備と、上小田地区の舗装復旧工事を施工いたしましたところあります。

最後になりましたが、議案第50号 平成28年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

平成28年度決算における利益剰余金は、地方公営企業法の規定により、2,815万510円のうち100万円を利益積立金に、2,200万円を建設改良積立金に積み立て、479万8,418円を自己資本金へ組み入れ、残金35万2,092円を繰り越すものであります。

また、平成28年度水道事業運営は、施設の大きな故障、事故等もなく、各配水池の状況を監視する設備の更新工事実施など、適正な維持管理により水道水の安定供給を行うことができました。

経営面におきましては、水道事業収益 2 億5,896万1,543円となりました。それに対して、水道事業費用は 2 億3,604万7,152円で、当年度純利益が2,291万4,391円となり、昨年度に続き黒字決算となったところであります。

資本的収支につきましては、収入額308万3,860円に対し、支出額は4,364万8,778円で、収入額が支出額に対して不足する額は、内部留保資金等を取り崩して補填をいたしたところであります。

以上、本議会に提案いたしました議案について説明を行いましたけれども、よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西原好文議長

引き続き議案第45号から議案第50号までは、平成28年度会計の決算の認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員伊東啓子君、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

皆様おはようございます。

ただいまから江北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況の審査意見並びに公営企業会計の決算審査の意見及び健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見について申し上げます。

意見につきましては、監査委員2名の合議となっております。

御提出しております意見書に基づきまして申し述べます。

まず、1 ページでございます。

一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金状況審査意見書でございます。

まず、審査の対象でございますが、平成28年度江北町一般会計歳入歳出決算書等を決算いたしました。(2)から(7)に記載しておるとおりでございます。

審査の期日は、平成29年7月18日から平成29年8月4日まで審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、審査に付されました一般会計、特別会計歳入歳出決算書及

び証書類、その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書につきまして、下記の諸点に主眼を置き、伝票等と照合するとともに、関係職員の説明をよく聞き、さらにこれまで実施いたしました監査の結果をも考慮いたしまして、慎重に審査をしたところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

審査の結果でございます。平成28年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、提出されました関係諸帳簿及び附属証拠書類の計数と符合していることを確認しております。

事務事業につきましては、議決の趣旨に沿って執行されているものと認められました。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、監査時の指摘等についてはおおむね改善され、適正に処理されていたものの、収入・支出事務、財産・物品の管理事務の一部に不適切な事務処理が見受けられたところでございます。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により適正に管理されていると認められました。

また、基金の運用につきましては、その基金の目的に従って適切に管理運用されていたところでございます。

続きまして、3ページから24ページまで、決算の詳しい状況表を添付させていただいておりますが、これにつきましては25ページから総括まとめて審査意見として述べさせていただきますと思います。

申しわけございませんが、25ページからよろしくをお願いいたします。

審査の意見でございます。決算の概要でございます。

まず、一般会計でございます。一般会計の決算収支は、歳入総額53億825万8,581円、歳出総額51億2,727万6,549円で、歳入歳出差引額は、1億8,098万2,032円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴いまして、その財源として翌年度へ繰り越すべき額1,229万4千円を差し引いた実質収支額は1億6,868万8,032円の黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ9,131万2,037円増加しております。町債は3億2,699万6千円減少したものの寄附金が4億7,566万794円増加したためでございます。

収入未済額は4,416万9,203円で、この主なものは町税、固定資産税となっております。前年度に比べ、ほとんどの項では減少しておりますが、122万1,856円増加いたしましたのは、

国庫補助金及び諸収入に収入未済額が生じたためでございます。

不納欠損額は208万8,794円で、前年度に比べますと65万1,829円増加しております。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ2億2,803万7,913円増加しております。これは土木費が7億2,866万4,828円、農林水産業費1億308万921円等が減少いたしましたものの、総務費が10億3,167万4,193円増加したためでございます。

総務費の増加は主にふるさと応援寄附金の返礼事務関連等によるものでございます。

不用額は1億6,937万2,451円で、前年度に比べ7,027万2,087円増加しております。不用額のうち、総務管理費が9,040万7,535円を占め、主にふるさと応援寄附金関連と考えられますが、多額になっているところでございます。

ほかの項目も多額であり、その原因等を検証し、減少に向けて努力していただきたいと思っております。

翌年度への繰越額は1,229万4千円で、前年度に比べ9,788万円減少しております。これは道路関連事業が平成28年度に完了したことが主な要因だと考えております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

特別会計の決算収支は、歳入総額22億7,123万763円、歳出総額22億5,438万6,146円で、歳入歳出差引額は1,684万4,617円の黒字となっております。

この主な原因は、国民健康保険特別会計の実質収支額が前年度4,749万644円の赤字に比べまして大幅に改善され、439万2,770円の赤字にとどまったためでございます。翌年度への繰り越しはございませんので、実質収支額も同様となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ1,767万1,373円減少しております。これは下水道事業特別会計、後期高齢者特別会計は増加いたしました。国民健康保険特別会計3,276万9,705円、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計841万9,819円が減少したためでございます。

収入未済額は3,862万6,652円で、前年度に比べ516万5,699円減少しております。収入未済額の74.8%を国民健康保険税が占めております。

不納欠損額は82万4,170円で、前年度に比べ67万7,320円減少しております。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ6,437万691円減少しております。これは後期高齢者特別会計、下水

道事業特別会計は増加いたしましたものの、国民健康保険特別会計が7,586万7,579円、臨鉦ポンプ特別会計が754万9,687円減少したためでございます。

不用額は1億2,935万3,854円で、前年度に比べ4,023万9,691円増加しております。これは主として国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計によるものでございます。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計におけます主な財政指数を見ますと、実質収支比率は前年度に比べ4.1ポイント改善され、6.3%と標準地に近い比率となっております。財産力指数も若干ながら改善されております。しかし、経常収支比率は前年度に比べ5.4ポイント上昇し、85.9%と標準値より高い比率となっているところでございます。

続きまして、財産でございます。

平成28年度末におけます一般会計の主な行政財産は、土地25万8,188.92平米、建物4万6,838.28平米となっております。普通財産は、土地18万2,515.16平米、建物1,088.65平米となっております。いずれも前年度からの増減はございません。

基金残高は、121億7,918万9,971円となっております。前年度より6億3,666万9,344円増加しております。これは主として、ふるさと振興基金及びふるさと応援基金が増加したためでございます。

続きまして、27ページ、意見に入らせていただきます。

まず、収入未済でございます。

一般会計の収入未済につきましては、法的措置などを含め諸努力されており、町税の収入未済額の69.3%を占めます固定資産税につきましては、空き家等困難な要因もあつたと考えられますが、前年度に比べ107万5,016円減少しております。

特別会計の収入未済につきましては、国民健康保険事業特別会計が多額を占めておりますが、前年度に比べ535万3,059円減少しているところでございます。

今後も公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思いますというところでございます。

続きまして、不用額でございます。

一般会計の不用額は、前年度に比べ7,027万2,087円増加しております。総務管理費9,040万7,535円、社会福祉費2,674万2,600円、保健衛生費1,173万1,027円等、多額の不用額となっております。特に総務管理費の不用額は大きく、見通しが立たなかったという場合もあるか

と存じますが、執行状況を確認しながら、不用額の減少に努めていただきたいと思いますところがございます。

特別会計の不用額につきましては、国民健康保険事業特別会計の保険給付費が82.3%を占めておりますが、保険給付が予算に比べ少なく済んだためだと考えられます。

下水道事業特別会計の不用額は諸要因があると思いますが、2,716万5,279円と多額になっております。

国や県の施策等に伴います補助金等の減も考えられますが、財源の有効活用を図る観点から、予算編成時に精度の高い所要経費を見積もるとともに、適切な執行管理のもとで補正などを行うことにより、効率的な予算執行に努めていただきたいと思います。

続きまして、財産についてでございます。

普通財産の土地及び山林で未利用となっているもののうち、活用計画のない財産につきましては売却処分等を検討されたいというところがございます。

有価証券についても保有しておくべきなのか、よく検討していただきたいと思います。

基金につきましては、引き続き適正な管理及び処分に努めていただきたいと思います。

指定管理者制度によります公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件に合致していない事務手続がとられていないか、事業報告の内容等について誤っていないか等、基本協定等に基づく指導、監督、審査を徹底していただきたいと思います。

財務関係事務等についてでございます。

予算執行に当たりましては、地方自治法、財務規則等関係法令を遵守することはもとより、町民の信頼を得るためにはどうすればよいかという、より高い意識を持って執行することが求められております。前回の決算審査並びに監査の際に指摘いたしました事項は、おおむね改善されておりますが、いまだ不備な点も見受けられました。財務規則の改正等は速やかに職員に周知徹底されるよう強く望むものでございます。

財政に関する秩序の維持は極めて重要であり、次の点について特に留意していただきたいと思います。

なお、注意事項、検討事項については、各課に通知をしているところがございます。

まず、重要な指摘事項でございます。

政策課でございます。

まちづくり座談会に対する補助金、委託料についてでございます。記載しておりますこれ

らの事業につきまして、多額の補助金、委託料を支出されておりますが、上記の業務をまちづくり座談会に依頼はされておりますが、まちづくり座談会は事業を受ける組織としての体制になっていないと考えます。

会長については定められておりましたが、事業の責任者、また補助金、委託料、管理責任者等、明確でなく、事務所の所在地は町役場であり、電話番号も定かではありません。このような団体に多額の補助金、委託料を支出することは全くもって遺憾でございます。

今後、補助金等の返還等が生じないよう、十分気をつけて事業を執行していただきたいと思っております。

また、委託料、補助金でどのような成果があったかも十分に検証していただきたいものでございます。

今後、補助金を交付するようなことがあれば、補助金交付団体として機能するようしっかり指導をしていただきたいと思っております。

続きまして、土地開発公社との業務委託契約についてでございます。

まず、債務負担行為がされておりました。

児童公園整備事業（仮称）に必要な用地の取得に関する業務委託契約を土地開発公社と27年12月7日に締結されております。公有地の拡大の推進に関する法律によりますと、地方自治法第214条、翌年度の取得について「予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」の規定により、予算で債務負担行為として定めておかなければならないと公拡法で示されております。示されておりますが、債務負担行為がなされておられません。これは明らかに法律で定まったことをしておりませんので、法令違反でありまして大変遺憾でございます。今後、十分に注意していただきたいと思うところでございます。

続きまして、児童公園整備事業に必要な用地の取得に関する業務委託契約の解除についてでございます。

上記委託契約は、平成29年3月31日に解除され、詳細は契約の解除に関する覚書で定められております。覚書第1条で「甲及び乙は原契約を平成29年3月31日付にて合意により解除する」とされております。この1条を読みますと、解除の意味は、1、原契約そのものが解除する。そうであれば、公社は土地を先行取得する必要がなくなり、地主との土地売買契約そのものが白紙になると考えられ、公社と地主の契約はなかったものとなります。

もう一つ考えられます解除の意味は、公拡法第17条では公社は処分することもできると

なっておりますために、このことにより公社が購入した土地を公社自体で処分するためにも契約を解除するという意味に捉えられます。

上記の2点が考えられましたが、しかし、1の原契約の解除は、既に土地売買は終了し、所有権も移転しているため、そのものの解除とは捉えがたいものでございます。今さら、地主さんに土地を返し、地主さんからお金を取り戻すことは無理なことでございます。

また、2の解除であれば、全て公社に任せると解釈されますが、覚書第3条には登記等の事務は甲、すなわち町が行うと記載されておりまして、どのようにして登記されるのか不明でございました。問題点は、この所有権移転が行われたということは、農地法の第5条の許可がないにもかかわらず所有権の移転がされておりまして、本来、候補者が農地を購入する場合は農地法第5条の許可が必要であります。しかし、許可なく既に所有権は移転しておりますために、本来は農地を農地以外のものにするものが既に許可されているというふうと考えられまして、公社は速やかに造成事業に取りかかるべきでございました。

このことから、借入契約書同様に、借入れ契約書は1年間期間延長をされております。その間に、契約どおりに造成を行い、地目変更登記後であれば、町の取得は容易だったと考えます。公社が契約書どおりにきちんと造成を行ってれば、このような問題は生じなかったと考えます。

続きまして、3番目、定期監査の際の提言についてでございます。上記契約書に平成28年度中に造成を完了させるものと記載されて、上記の原契約でございますが、——と記載されておりましたが、行われておらず、定期監査時に——定期監査は29年の2月ごろ意見を申し上げておりますので、28年度中に早急に取りかかられたいと提言しておりましたが、結局実行されず、地目は田のままとなっております。このことにつきましては全く遺憾でございます。

続きまして、公社の必要性についてでございます。現在、公社事務局員は政策課の職員でございまして、公社を独立した組織と捉えることは非常に難しいような関係でございます。今後、先行取得をしなければならないような大規模な土地取得があるのか等を考慮して、公社として存続させる必要があるのかを検討していただきたいと思っております。存続させるのであれば、先行取得は農地が多いと思われまして、役員に農業委員会の職員も加えられたらどうかと考えます。

また、事務局職員については、土地の価格等の算定も難しいことや町との兼務事例も出さ

れておらず、今後どのようにされるのか検討していただきたいと思います。

なお、平成29年度の児童公園用地は町が直接購入されている次第でございます。

続きまして、決算書にも記載されております国庫補助金の収入未済についてでございます。

平成28年度個人番号カード交付事業補助金、これは平成27年からの明許繰越事業でございます。これは減額調定をしなかったため、収入未済を生じました。国庫補助金の明許繰り越しの収入未済は通常あり得ないことでございます。今後、注意していただきたいと思います。

実績は3月31日までに——繰越事業でございますので確定しておりまして、実績報告書は3月31日までに行い、国は実績報告書に基づいて額の確定を行いますために、それと同時に減額調定するべきであったと考えます。しかし、実績報告書を4月7日に行い、額の確定が4月11日だったために、減額調定がなされておらず、収入未済額が発生したものでございます。今後、十分気をつけていただきたいと思います。

続きまして、環境課でございます。

下水道事業特別会計の還付未済額についてでございます。平成29年3月分を二重納付されていた3件分を最終納付が5月12日であったにもかかわらず、出納整理期間中にチェックできず還付未済を生じたものでございます。

5月12日に、例えばコンビニ等で納付されていまして、指定金融機関に入ってくるのはもう4日か5日あれば十分でございますので、速やかにチェックを行うべきでございました。水道事業会計に一括して納入になるために、連絡不徹底や速やかなチェック等のおくれが原因と考えられますが、今後こういうことがないように注意していただきたいと思います。

続きまして、こども教育課と福祉課でございます。

これはあくまで検討でございます。歳出科目について検討されたいものでございます。

学校給食費、中学校3年生卒業祝金、老人祝金、出生祝金等、扶助費で支出されておりますが、扶助費になじむのか検討していただきたいと思います。

記載しておりますとおり、扶助費とは社会保障制度の一環といたしまして、生活保護法や児童福祉法、または老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の推進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金、物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費であると定義されております。

また、児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う支援に要する経費と解釈されております。上記のような給食費、一律にどなたにでも支給するよう

なもの、また祝金、その年齢になればもらえるような祝金等は扶助費になじまないと思いますが、ここは検討していただきたいと思います。

結びでございます。

町では今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するために、江北町まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを策定されております。このビジョンは今後の地方創生の実現に向けて重要なものであり、少子化、高齢化等人口の現状を分析し、将来を予測されたものでございます。これをもとにして、将来の社会保障関係経費や町債が今後、財政にどのような負担になるのか等を考慮し、将来の健全な財政構造を見据えた財政運営が行われることが肝要であるかと思っております。

平成28年度はふるさと応援寄附金が大幅に増額になりました。これを財源といたしました平成29年度からの学校給食費完全無料化に向けて取り組まれましたことは大いに評価できると考えております。しかしながら、ふるさと応援寄附金も永久的には見通せないこともあり、これらの施策を今後どのように行っていくかを考慮することも必要であるかと思っております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率につきましては、さきに財政指数の中で述べているとおりとなっておりますが、このことを踏まえ、今後もさらなる自主財源の確保と一層の財政の健全化に努めていただきたいと思っております。

町では平成29年2月に鳥インフルエンザが発生し、議員初め町民の方々の大変な御心配された中、町長初め職員一丸となって対応され、早期に終息することができました。

平成28年に熊本で発生した地震や、平成29年の九州北部豪雨災害等、甚大な被害をもたらした自然災害への備えの重要性を再認識し、町民の不安を払拭するための防災、減災対策の強化を図るとともに、地政学的リスクにも速やかに対応できる体制を構築し、町民の穏やかで安心した暮らしの実現を最優先としたまちづくりを行っていただきたいと望むものでございます。

平成28年度は、議会、役場、各種団体等が努力され、交通事故ワーストワンから脱却できたことは喜ばしいことでございまして、今後も推進され、事故が減少することを望むものでございます。

さらに、今後の町政運営に当たりましては、町民の理解と協力を得ながら、町民にとって真に必要な政策が効果的に実施され、町政の発展と町民の福祉の向上が図られるよう望むものでございます。

一応一般会計、特別会計の審査意見につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、江北町公営企業会計の審査意見に入らせていただきます。

お手元のほうに提出されております江北町公営企業会計決算審査意見書に基づき説明させていただきます。

まず、1ページでございます。

審査の対象は、平成28年度江北町水道事業特別会計決算等でございます。

審査の期日は、平成29年7月19日に実施いたしました。

審査の方法につきましては、決算審査に当たっては、決算書及び関係書類の計数が正確であるか、予算の執行及び事業経営が地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置き、諸帳簿、証拠書類等との照合のほか、定期監査の結果及び例月検査の資料等を参考とし、関係職員の説明を聞き、慎重に審査したところでございます。

審査の結果でございます。審査に付されました決算報告書及び財務諸表等附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。また、予算の執行及び事業経営も適切かつ効率的に行われていると認められたところでございます。

しかし、関係伝票及び証拠書類等照合した結果、その計数の記載に不明な点があり、その内容に不備な点が見受けられたところでございます。

2ページ、3ページにつきましては、決算の概要を記載しております。後でお目通しをお願いいたします。

続きまして、5ページでございます。

審査の意見でございます。

今年度の給水戸数は、前年度より46戸増加しております。戸数は増加いたしましたが、家族構成等の変化等によるものでしょうか、給水人口は前年度より92人減少しております。

総配水量は、3万9,900立米増加いたしました。

年間有収水量は、1,533立米減少いたしましたが、1日平均では2立米増加しております。これは平成27年度がうるう年だったためだと考えております。有収率は81.73%となっております。

財務関係につきましては、おおむね適正に処理されておりましたが、水道管布設の際の受益者負担について不明な点がございました。詳細は次のとおりでございます。

受益者負担金に関する収入未済額について不明な点がございました。収入未済額の算定につきましては、次ページのほうに記載しておりますが、平成17年町道新堤線配水管布設工事、平成27年観音下地区配水管布設工事でございます。

工事負担金の計算方法につきましては次ページに記載しておりますが、配水管布設工事は、元来、工事費を受益者から負担することになっております。既存の4戸からは更新布設工事の負担金は徴収できないとなっており、本来なら増加した1戸分が負担すべきでございます。

聞き取り調査を行いました結果、もし遠くに自分が一戸建ての家を建てる場合は、そこまでの配水管施設は全額その1戸分が負担するものだというふうにそのときは聞いておりました。しかし、供給能力が10戸分の管だったためか、工事費を10等分して負担金を計算されております。

債務者未定に対する調定でございますが、工事費を10等分したことによりまして、残り5戸分、既存4戸、新設1戸——残り5戸分、債務者未定のまま負担金を調定し、そのため収入未済が生じたものでございます。

調定は、あくまで債務者が確定していなければできません。また、既存の4戸分は徴収できないので、その4戸分の負担は残ることになります。これについてどのように処理していくのか不明でございます。

今後の処理についてでございますが、工事費負担金について全額徴収できない場合の取り扱いはどうなるのか。また、万一、残りの5戸が建ったとしたら、工事後何年もたった後、負担金として徴収できるのか。

ここに記載しております既存の4戸分の負担分はどのように処理するのかというふうに投げかけておりましたが、後からよく調べて、また聞き取りを行いましたところ、既存の分の更新布設につきましては町が負担することというふうに改めて聞いたところでございます。

平成32年度には水道事業が広域化されると聞いております。料金の案件につきましては、明確に結論を出し、処理をしていただきたいと思うところでございます。

水道事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、健全化判断比率に入りたいと思います。

お手元に提出されております定例会諸般報告の中の1ページをお願いしたいと思っております。

江北町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書でございます。審査の対象といたしま

しては、平成28年度健全化判断比率及び算定基礎事項を記載した書類等で審査をいたしました。

審査の期日は、平成29年8月4日でございます。

審査の方法につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、それらの算定基礎事項を記載した書類につきまして関係職員の説明を聞き、決算書及び決算統計等関係資料の計数と一致しているか、各指標の計算に誤りがないか等を慎重に審査したところでございます。

審査の結果につきましては、審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率及び算定基礎事項を記載した書類を決算書及び決算統計等関係資料の計数と照合いたしました結果、各計数に誤りはなく、正確に計上され、各比率とも正しく算定されていると認められたところでございます。

第5の概要につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、5ページをお願いいたします。

審査意見でございます。

健全化判断比率の①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため、比率は出ておりません。④の将来負担比率につきましても、将来負担額がマイナスのために比率もマイナスになるところでございます。③の実質公債費率につきましては、本年度は10.1%で前年度より1.9ポイント改善しており、財政再生基準の35.0%、早期健全化基準25.0%より低い比率で推移しております。

今後も上記①、②、④の比率につきましては発生しないように、また③の比率につきましては、より一層改善できるよう財政運営の健全化に努めていただきたいと思いますところでございます。

以上で全ての審査の報告を終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。お疲れさまでした。

午前10時25分 散会